

特定技能に関して 各国で必要となる手続

特定技能に関して各国で必要となる手続（日本国政府調べ）

※ 以下の手続については、各国政府から聴取した内容です。

フィリピン

- フィリピン政府から認定を受けた現地の送出国を通じて人材の紹介を受け、採用活動を行うことが求められるとともに、受入れ機関と送出国との間で人材の募集や雇用に関する互いの権利義務を明確にした「募集取決めの締結」を行うことが求められる。
- 受入れ機関は、駐日フィリピン共和国大使館にある海外労働事務所（POLO）又は在大阪フィリピン共和国総領事館にある労働部門が定める所定の審査を受けて、フィリピンの海外雇用庁（POEA）に登録される必要がある。
- 受入れ機関がPOLO等により自国民の雇用主として適当であると認められた場合にPOLO等から受領する書類を、POEAに提出する必要がある。

ネパール

- ネパール国籍の方自らが海外労働許可証の発行をネパール政府に対してオンライン申請し、取得した上で、出国する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

インドネシア

- 求人募集に当たって、インドネシア政府が管理する求人・求職のための「労働市場情報システム」（IPKOL）に登録した上で、求人することをインドネシア政府が強く推奨している。
- インドネシア国籍の方自らが、インドネシア政府が管理する海外労働者管理システム（SISKOTKLN）にオンラインで登録する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

特定技能に関する二国間取決めに関連する情報

出入国在留管理庁ホームページ

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00073.html

※ 日本に在留する方を受け入れる場合は、手続が異なる場合がありますので、詳細については、上記ホームページを御参照の上、相手国の駐日大使館等にお尋ねください。

モンゴル

- 受入れ機関と政府のモンゴル労働・社会保障省労働・福祉サービス庁（GOLWS）との間で、双務契約を締結する必要がある。
- モンゴル国籍の方との間で特定技能に係る雇用契約を締結した際には、締結された雇用契約書等をGOLWS経由で、雇用契約の相手方であるモンゴル国籍の方に送付する必要がある。
- 出国前に、GOLWSが実施する出国前研修を受講する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

カンボジア

- カンボジア政府から認定を受けた現地の送出国を通じて、人材の紹介を受けることや雇用契約の締結を求められる。
- カンボジア国籍の方自らがカンボジアの国内規則に従って必要な手続きを行ったことをカンボジア労働職業訓練省（MoLVT）に確認してもらい「登録証明書」を入手する必要がある。（特定技能外国人側の手続）

ミャンマー

- ミャンマー政府から認定を受けた現地の送出国を通じて、人材の紹介を受けることや雇用契約の締結を求められる。
- ミャンマー国籍の方自らがミャンマー労働・入国管理・人口省（MOLIP）に対して、「海外労働身分証（OWIC）」の申請を行う必要がある。（特定技能外国人側の手続）

タイ

- 駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に対して、雇用契約書等を提出し、認証を受ける必要がある。
- 本国から新たに受け入れる場合、認証された雇用契約書等をタイ王国労働省に提出し、出国許可を取得する必要がある。（特定技能外国人側の手続）
- 受入れ機関又はタイ国籍の方本人は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に対して、来日報告書又は入社報告書を提出する必要がある。